

# 野々市市結婚支援事業利用規約

本規約は、野々市市（以下「本市」）が企画・運営する野々市市結婚支援事業「いちむすび」（以下「本事業」）について、これを利用する際のルールを定めるものです。

## 第1条（定義）

「参加者」とは、結婚または交際を希望し、かつ本事業を利用する意思を有し、本規約に同意した上で本市の定める方法に従って登録し、結婚相談や婚活イベントなどに参加する人を指します。参加者登録することで、本規約に対する同意の確認やイベント参加時の各種申請手続きなどを簡略化できます。

## 第2条（本事業の概要）

本事業の概要は以下のとおりです。

- ①参加者からの結婚または交際に関する相談をオンラインで実施すること。
- ②参加者に対し、その相手との出会いの場や機会を提供するイベントを開催すること。

## 第3条（登録）

本規約に同意した上で、本市指定の手続きによって登録をすることができます。

## 第4条（本事業の利用資格）

参加者は本事業を利用する場合、以下の条件を満たさなければ参加を認めません。

- ①本利用規約に同意していること。
- ②結婚または交際を真剣に希望する20歳以上の独身者で、婚約中またはこれに類似する状況にないこと。
- ③野々市市民・市内在勤または結婚を機に野々市市で住むことを検討する方であること。
- ④自らの身分を証明できること。
- ⑤本事業を利用するために必要なインターネット、電話、メールなどの利用環境を自らの費用で準備できること。
- ⑥暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に自らが該当しておらず、また将来においても該当しないこと。
- ⑦本市が本事業の利用停止の処分を受けていないこと。

## 第5条 参加者が遵守すべきルール

参加者は、以下のルールを遵守するものとします。

- ①本サービスの円滑な運営を妨げないこと。

- ②本市および参加者に対し、差別もしくは誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を毀損する行為をしないこと。
- ③他の参加者が連絡先の交換（一方的な情報提供を含む）や面会、交際を断る意思を明らかにした場合はこれを尊重して従うこと。
- ④ストーカー行為ないし、これに類似する行為（迷惑行為を含む）をしないこと。
- ⑤他の参加者に対し、政治的・宗教的な誘引活動等を行ったり、商品やサービスの販売活動を行ったり、詐欺、脅迫、恐喝、つきまとい等の違法行為ないし迷惑行為を行ったりしないこと。
- ⑥登録時の自己のプロフィール、その他申告事項は正確に申告すること。
- ⑦有害なコンピュータプログラム等の送信、書き込みなど、本市または参加者を害する恐れのある行為をしないこと。
- ⑧本市に故意または重大な過失が認められない場合、本事業の利用に関して発生したトラブル等は自らの責任で解決すること。
- ⑨上記の他、本市が本事業の利用に際し、不適切と認める行為をしないこと。

## 第6条 禁止行為

参加者は本事業の利用に際して次の行為を行ってはならないものとします。

- ①本規約に違反する行為。
- ②法令、公序良俗に違反する行為。
- ③保険の勧誘等の営利目的の営業行為。
- ④政治・宗教等に関する勧誘・斡旋行為。
- ⑤金銭の授受が発生するビジネス行為
- ⑥個人や団体を誹謗中傷する行為
- ⑦他の参加者にとって迷惑であると本市が認める行為。
- ⑧前述に該当するおそれのある行為、またはこれに類する行為。

## 第7条 知的財産権

- ①別段の定めのない限り、本事業に関して本市または各種コンテンツの提供者が提供する情報に関する著作権その他知的財産権は、本市または各種コンテンツの提供者に帰属するものとします。
- ②利用者は、本事業を利用するにあたり取得した一切の情報、コンテンツについて、正当な権利を有する者の事前の承諾なしに、法令で認められた私的使用の範囲を超えて複製、出版、放送、公衆送信等をしてはなりません。

## 第8条 本市からの通知方法

本市は参加者に対し、本事業のホームページへの掲載、その他本市が適当と判断する方法に

より、参加者に必要な事項を通知します。

#### 第9条 本事業の個人情報の取り扱い

本市が規定する「個人情報の取り扱い」に従うものとします。

#### 第10条 本事業の利用の停止

参加者が以下のいずれかに該当した場合、本市は参加者に対して直ちに本事業の利用を停止することができるものとします。

- ①本規約に違反した場合。
- ②登録されたプロフィールデータなどの情報に、虚偽の記載（記載不備を含む）や、他人の権利を侵害するおそれがある記載がある場合。
- ③反社会的勢力との関係が発覚し、または法令違反行為、公序良俗に反する行為等をしたことが発覚した場合。
- ④その他、本市が本事業の利用の停止が相当と判断した場合（なお、本市はその判断理由等を開示する義務を負いません）。

#### 第11条 免責事項等

1. 本市は、以下の事項につき免責され、一切の責任を負いません。

- ①本市は、本事業において提供する情報、本事業を通じて知り合った交際または結婚相手への要望に対して、完全性、正確性、適法性、目的適合性、有用性、最新性、および第三者の権利を侵害することについて。
- ②本市の故意または重大な過失が認められない場合における、参加者が提供・登録・蓄積した情報の消失、他者による改ざんについて。
- ③本市の故意または重大な過失が認められない場合における、参加者のパーソナルコンピュータ等への悪意あるプログラムの侵入について。
- ④本市の故意または重大な過失が認められない場合における、本事業の利用によって生じた参加者の損害、ならびに参加者間の紛争について。
- ⑤本事業の中断または中止について。
- ⑥本市の故意または重大な過失が認められない場合における、本市から利用者に対する通知、連絡等の遅延または不到達について。
- ⑦本規約をお読みいただかなかったことで利用者が生じた不利益について。

2. 本市は、本事業利用に関連して参加者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、本市の故意または重大な過失が認められる場合を除き、当該利用者に現実に発生した通常損害の範囲で賠償責任を負うものとします。

#### 第12条 本規約の変更

1. 本市の判断により、本規約をいつでも任意の理由で変更することができるものとします。
2. 変更後の利用規約は、当社が別途定める場合を除いて、本事業上で表示された時点から効力を生じるものとします。
3. ユーザーが、本規約の変更の効力が生じた後に本事業をご利用になる場合には、変更後の利用規約の全ての記載内容に同意したものとみなされます。

#### 第 13 条 準拠法

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第 14 条 専属的合意管轄裁判所

1. 本事業に関連して本市と参加者の間で紛争が生じたときは、相互に誠実に協議することにより円満に解決すべく努力するものとします。
2. 前項の協議による解決がなされず、訴訟の必要が生じたときは、金沢簡易裁判所または金沢地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 15 条 付則

本規約は、令和 3 年 11 月 15 日から効力を生じます。